

農林省設置法等の一部を改正する法律案要綱

- 一 農林省設置法の一部を次のように改正すること。
- （一）食糧庁及び林野庁を内局とし、それぞれ食糧局及び林野局とすること。
- （二）農政局を廃止し、農林経済局を置くこと。
- （三）農業協同組合部、農地局の管理部、計画部及び建設部、農産改良局の統計調査部、研究部及び普及部、畜産局、養馬部、食糧庁の総務部、業務第一部及び業務第二部、林野庁の林政部、指導部及び業務部を廃止すること。
- （四）農林経済局、農地局、食糧局及び林野局に次長を置くこと。
- （五）農林経済局に統計調査監を畜産局に競馬監を置くこと。
- （六）従来の大蔵官房、農政局、農産改良局の事務の配分を調整すること。

- （七）米価審議会を経済安定本部から移管し、その他経済安定本部の事務で農林省に移管されるものにつき規定を設けること。
- （八）省林局の管轄区域の一部を変更すること。
- （九）林野局に林業講習所を設けること。
- 二 水産庁設置法の一部を次のように改正すること。
- （一）水産駐在所を廃止すること。
- （二）従来漁業調整事務局の小規模の組織として漁業調整事務所を設けること。
- 三 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行すること。

農林省設置法等の一部を改正する法律

(農林省設置法の一部改正)

第一條 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一條―第四條)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條―第十二條の三)

第二節 附屬機関(第十三條―第三十四條)

第三節 地方支部局(第三十五條―第四十八條)

第一款 農地事務局(第三十六條―第四十一條)

第二款 統計調査事務所(第四十二條)

第三款 食糧事務所(第四十三條、第四十四條)

第四款 営林局(第四十五條―第四十七條)

第五款 営林署(第四十八條)

第三章 外局(第四十九條)

第四章 職員(第五十條、第五十一條)

附則

第四條第十三号から第十六号までを次のように改める。

十三 農林畜水産業に関する総合計画についての調査及び立案に関する事務を行うこと。

十四 所掌事務に係る物資の生産、配給及び消費の基本的施策につき企画立案をすること。

十五 所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。

十六 主要食糧及び所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

第四條第十六号の次に次の三号を加える。

十六のニ 主要食糧の使用、加工、譲渡、譲受若しくは引受又は所掌事務に係る國際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引受を制限し、又は禁止すること。

十六の三 主要食糧の加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は國際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

十六の四 所掌事務に係る外國為替手算の構成に関すること。

第四條第十七号中「農業協同組合」の下に「森林組合」を、同條第四十六号中「貯蔵すること」の下に「輸入のための買入及び輸出のための売渡を含む。」を加え、同條第四十七号中「価格」を「買入及び売渡の価格」に改め、同條第四十八号を次のように改める。

四十八 削除

第四條第五十四号を次のように改める。

五十四 削除

第五條第一項中「五局」を「七局」に、「農政局」を「農林経済局」に、「蚕糸局」

を「蚕糸局
食糧局
林野局」に改め、同條第二項を削る。

第六條に次の六項を加える。

3 農林経済局に次長一人、農地局に次長一人、食糧局に次長二人、林野局に次長二人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務（農林経済局の次長にあつては、第八條第二十三号から第二十八号までに掲げる事務を除く。）を整理する。

5 農林経済局に統計調査監一人を置く。

6 統計調査監は、命を受けて第八條第二十三号から第二十八号までに掲げる事務を掌理する。

7 畜産局に競馬監一人を置く。

B 競馬監は、命を受けて第十一條第十一号及び第十二号に掲げる事務を掌理する。

第七條中第十二号を次のように改め、第十三号から第十七号の二までを削り、第十八

号と第十三号とする。

十二 農林畜水産業に係る土地及び農業水利の総合計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。

第八條（見出しを含む。）中「農政局」と「農林経済局」に改め、同條第一項中第二号、第七号及び第十号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを順次一号ずつ繰り上げ、第八号中「農林興、農業その他の農業専用物品」を削り、「所掌する農業専用物品」を「所掌する肥料」に改め、同号を第六号とし、第九号中「農産物（茶糸及び主要食糧を除く。）及び農業専用物品」を「肥料」に改め、同号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同号の次に次の二十二号を加え、同條第二項を削る。

九 茶その他の青果物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十 農業倉庫に関すること。

十一 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

十二 資金に関する調整並びに農林中央倉庫その他の金融業務を行う、団体及びこれらの団体の行う金融業務の指導監督を行うこと。

五

十三 農林漁業資金を融通すること。

十四 農林漁業資金融通特別会計の経理を行うこと。

十五 農村負債整理に関すること。

十六 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

十七 企業の整備及び振興を図ること並びに商工業団体の指導監督を行うこと。

十八 農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

十九 農林畜水産業用物資の割当又は配分に関する調整を行うこと。

二十 外国為替予算に関すること及び輸出入に関する連絡調整を行うこと。

二十一 輸出農林畜水産物の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。

二十二 日本農林規格に関すること。

二十三 農林省の所掌事務に係る統計報告の徴収についての調整その他統計に関する

総合調整を行うこと。

二十四 耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。

二十五 農山漁村の統計的経済調査を行うこと。

二十六 前二号に掲げるもの^の外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。

二十七 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行うこと。

二十八 農林省の所掌事務に係る図書収集、保管、編集及び刊行を行うこと。

二十九 農業（畜産業を含む。次号において同じ。）及び農民生活に関する経済学的研究の企画、実施、調査及び助成並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調整を行うこと。

三十 農業及び農民生活に関する経済学的研究についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

第十條第一項第一号から第四号までを次のように改める。

七

一 農業経営の改善を図ること。

二 農産物（蚕糸を除く。以下本條中同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（農林経済局及び食糧局の所掌に属することを除く。）

三 農機具、農薬、その他の農業専用物品（肥料を除く。以下本号及び次号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関することを除く。）

四 農産物及び農業専用物品の検査に関すること。（食糧局の所掌に属することを除く。）

第十條第一項第四号の二及び第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 農産物の生産の指導に関し、当該業務を行う団体を指導監督すること。

五の二 病虫害の防除及び輸出入植物の検査に関すること。

第十條第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号中「農民生活」を「農山漁家の生活」に、同項第九号、第十一号及び第十三号中「試験研究」を「自然科学的試験研究」

に改め、同條第二項から第四項までを削る。

第十一條第二項を削る。

第十二條の次に次の二條を加える。

(食糧局の事務)

第十二條の二 食糧局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 主要食糧、飲食品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行うこと。
- 二 主要食糧の買入及び売渡の価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に関すること。
- 三 主要食糧の集荷、配給、消費その他供給の調整を図ること。
- 四 飲食品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 五 主要食糧、飲食品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。
- 六 主要食糧の輸出入の許可等に関すること。
- 七 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務並びに飲食品及び油脂の生産、流通等に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。
- 八 主要食糧、飲食品及び油脂に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

と。

九 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)による農産物の検査その他主要食糧、飲食品及び油脂の検査に関すること。

十 主要食糧、飲食品及び油脂についての試験研究に関すること。

十一 食糧管理特別会計の経理を行うこと。

(林野局の事務)

第十二條の三 林野局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 林業行政に関する企画を行うこと。
- 二 国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営に関すること。
- 三 民有林野の造林及び営林に関すること。
- 四 森林治水に関すること。
- 五 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 六 林道の造成、復旧等を行い、及び林道に関する指導助成を行うこと。
- 七 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調

整を回ること。

八 木材、薪炭その他の林産物及び加工材の検査に關すること。

九 所有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に關すること。

十 立木の取得、加工及び処分に關すること。

十一 森林組合その他林業、林産物及び加工材に關する団体の指導監督及び助成を行
うこと。

十二 森林病虫害の防除に關すること。

十三 森林火災國營保險に關すること。

十四 野生鳥獸の保護繁殖を圖り、狩獲の取替を行ふこと。

十五 林業に關する試験研究及び調査を企画し、關係試験研究機關の行う者該試験研
究の連絡調整を圖り、並びに林業技術の改良、充進及び普及を圖ること。

十六 森林火災保險特別会計及び所有林野事業特別会計の經理を行ふこと。

第十三條中「家畜衛生試験場」と

「家畜衛生試験場」
食糧研究所

に「種畜牧場」と

「種畜牧場」
食料管理講習所
林業講習所

改める。

第十六條及び第十七條を削り、第十八條を第十六條とし、第十九條及び第二十條を
削り、第二十一條を第十七條とし、第二十二條を第十八條とし、同條の次に次の二條を
加える。

（食糧研究所）

第十九條 食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機關とする。

一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に關する試験研究及び調査

二 食糧に關する分析、鑑定及び検査

三 試験研究のために製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の

配布

四 食糧の利用、加工、貯蔵等に關する講習

2 食糧研究所は、東京都に置く。

3 食料研究所の内部組織については、農林省令で定める。

（林業試験場）

第二十條 林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。

2 林業試験場は、東京都に置く。

3 農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。

4 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二十三條を第二十一條とし、第二十四條から第二十三條までを順次二條ずつ繰り上げ、第三十二條及び第三十三條として次の二條を加える。

(食糧管理講習所)

第三十二條 食糧管理講習所は、食糧管理の業務に関する講習を行う機関とする。

2 食糧管理講習所は、愛知県に置く。

3 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。

(林業講習所)

第三十三條 林業講習所は、林業の経営及び技術に関し、林野局、営林局及び営林署の職員の旅修を行う機関とする。

2 林業講習所は、東京都に置く。

3 林業講習所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十四條第一項の表中

「米系価格安定審議会

「米系価格安定審議会

米系価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）により、その权限に属させた事項を審議すること。
米系価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）により、その权限に属させた事項を審議すること。

米 榎 審 議 会

米榎その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議すること。

森林火災 國營保險審査会

森林火災國營保險法（昭和十二年法律第

に改める。

中央森林審議会

二十五号一の規定により、森林火災賠償
保険に関する事項を審査すること。
森林に関する重要事項を調査審議する
こと。

第三十五條中「統計調査事務所」を

「統計調査事務所
食糧事務所
森林事務所
森林署」に改める。

第四十二條第一項中「農作物の作況」を「農林畜水産物の收穫高」に、「農村」を「農山村」に改める。

第四十三條及び第三章を削り、第二章中第二款の次に次の三款を加える。

第三款 食糧事務所

(所掌事務)

第四十三條 食糧事務所は、本省の所掌事務のうち第十二條の二に掲げるものを分掌す

る。

2 農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所は本省の所掌事務のうち農林産物の検査
に関する事務を分掌させることができる。

3 食糧事務所は、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農
林省令で定める。

(支所及び出張所)

第四十四條 農林大臣は、所掌の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所
及び出張所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織について
は、農林省令で定める。

第四款 営林局

(所掌事務)

第四十五條 営林局は、本省の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

- 一 国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営を行うこと。
- 二 民有林野の造林及び営林の指導並びに森林治水事業に関すること。

- 三 國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。
 - 四 立木の取得、加工及び処分に関すること。
 - 五 営林署を指導監督すること。
- (名称、位置及び管轄区域)

第四十六條 営林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
旭川営林局	北海道	北海道のうち上川郡(石狩圏)、宗谷郡、弘文郡、利尻郡、天塩郡、枝幸郡、中川郡(天塩圏)、苫前郡、上川郡(天塩圏)、雨竜郡、留萌郡、増毛郡、旭川市、空知郡の一部、勇払郡の一部
北見営林局	北見市	北海道のうち北見市、紋別郡、常呂郡、網走市、網走郡、斜里郡

帯広営林局	帯広市	北海道のうち西支庁、日永郡、標津郡、野付郡、釧路郡、根室郡、礼部郡、厚岸郡、川上郡、釧路郡、釧路市、阿寒郡、白糠郡、足寄郡、中川郡(十勝圏)、十勝郡、河東郡、上川郡(十勝圏)、河西郡、空知郡
札幌営林局	札幌市	北海道のうち札幌市、滝谷郡、樺戸郡、岩見沢市、厚田郡、石狩郡、札幌郡、夕張郡、夕張市、沙流郡、新十郎郡、静内郡、三石郡、浦河郡、様似郡、幌糸郡、千歳郡、小樽郡、小樽市、高島郡、足路郡、余市郡、占平郡、美瑛郡、横田郡、白老郡、空知郡の一部、勇払郡の一部
		北海道のうち函館市、古宇郡、岩内郡、虹田郡

函館管林局	函館市	磯谷郡、歌東郡、有珠郡、室蘭市、寿都郡、幌別郡、島牧郡、瀬棚郡、山越郡、太櫛郡、久遠郡、奥尻郡、弥志郡、茅部郡、亀田郡、上磯郡、松山郡、松前郡
青森管林局	青森市	青森県、岩手県
秋田管林局	秋田市	秋田県、山形県
福島管林局	福島市	宮城県、福島県
東京管林局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
長野管林局	長野市	長野県、新潟県
名古屋管林局	名古屋市	静岡県、愛知県、岐阜県、富山県

大阪管林局	大阪市	大阪府、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、島根県
高知管林局	高知市	高知県、徳島県、香川県、愛媛県
熊本管林局	熊本市	熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

- 2 前項の表に掲げる管轄区域中「郡の一部」とある地域は、農林大臣が定める。
- 3 農林大臣は、林産物の運搬設備の管理その他の事項で二以上の管林局の管轄区域にわたるものに関し必要があるときは、その事項を管轄する管林局を指定することができる。
- 4 農林大臣は、林産物の運搬設備の管理その他の事項に關し必要があるときは、管林署の所掌事務の一部を管林局に行わせ、又は管林局の所掌事務の一部を管林署に行わせる。

せることができる。

(内部部局)

第四十七條 営林局に左の三部を置く。

総務部

経営部

事業部

2 前項に定めるものの外、営林局の内部部局の組織の細目及び職員の数については、農林省令で定める。

第五款 営林署

(所掌事務)

第四十八條 営林署は、本省の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

一 国有林野及び公有林野官行造林地の造林及び営林を実施すること。

二 民有林野の造林及び営林を指導すること。

三 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品の生産及び処分を行

二一

うこと。

二二

四 立木の取得、加工及び処分を行うこと。

2 営林署の名称、位置、管轄区域及び内部組織並びに職員の数については、農林省令で定める。

3 営林局長は、林産物の運搬設備の管理その他の事項で二以上の営林署の管轄区域にわたるものに関し必要があるときは、その事項を管轄とする営林署を指定することができる。

改正後の第四十八條の次に次の一章を加える。

第三章 外局

(水産庁)

第四十九條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて農林省に置かれる外局は、水産庁とする。

2 水産庁の組織、所掌事務及び権限は、水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の定めるところによる。

第七十四條を第五十條とし、第七十五條を第五十一條とする。

第二條 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の九及び第八條を削り、第七條の八と第八條とし、第九條を次のように改める。

（漁業調整事務局及び漁業調整事務所）

第九條 水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の施行に関する事務の一部を分掌させるため、漁業調整事務局及び漁業調整事務所を置く。

2 漁業調整事務局及び漁業調整事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

北海道漁業調整事務所	札幌市
仙台漁業調整事務所	仙台市

新潟漁業調整事務所	新潟市
香川県漁業調整事務所	兵庫県
瀬戸内海漁業調整事務局	神戸市
福岡漁業調整事務所	福岡市
有明海漁業調整事務局	大牟田市

3 漁業調整事務局及び漁業調整事務所の管轄区域、内部組織及び所掌事務の範囲については、農林省令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
- 2 昭和二十八年三月三十一日までの期間内において政令で定める期日までは、管林局の名称、位置及び管轄区域については、農林省設置法第四十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際、現に食糧庁又は林野庁に勤務する職員は、別に辞令を発せられる。

ない限り、この法律の施行のときはそれぞれ農林省の本省の相当の職員となる。

(國家公務員共済組合法の一部改正)

- 4 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項第七号中「林野庁」を「林野局」に改める。

理由

食糧庁及び林野庁を内局とし、並びに農林省同組合部、統計調査部、競馬部等を廃止する等のため、農林省設置法等の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農
林
省
設
置
法

昭和二四年五月三十一日
法律第百五十三号

目次

- 第一章 総則（第一條—第四條）
- 第二章 本省
 - 第一節 内郡部局（第五條—第十二條）
 - 第二節 時屬機関（第十三條—第三十四條）
 - 第三節 地方支分部局（第三十五條—第四十三條）
 - 第一款 農地事務局（第三十六條—第四十一條）
 - 第二款 統計調査事務所（第四十二條—第四十三條）
- 第三章 外局（第四十四條—第七十三條）
 - 第一節 食糧庁
 - 第一款 総則（第四十五條—第四十六條）
 - 第二款 内郡部局（第四十七條—第五十條）
 - 第三款 時屬機関（第五十一條—第五十四條）
 - 第四款 地方支分部局（第五十五條—五十七條）
 - 第二節 林野庁
 - 第一款 総則（第五十八條—五十九條）

第二款 内部部局（第六十條 第六十三條）
 第三款 附屬機関（第六十四條 第六十五條）
 第四款 地方支分部局（第六十六條 第七十二條）
 第三節 水産庁（第七十三條）
 第四章 職員（第七十四條・第七十五條）
 附則

内一

農林省設置法

昭和二十四年五月三十一日
法律第百五十三号

改正

昭和五年四月二十八日法律第一一三号
 昭和五年五月一日法律第一一七号
 昭和五年五月四日法律第一一五号
 昭和五年五月一日法律第一一七号
 昭和五年八月五日法律第一三九号
 昭和六年三月三十一日法律第一〇五号、第一〇六号
 昭和六年五月三十一日法律第一六六号
 昭和六年六月一日法律第一七五号
 昭和六年六月十九日法律第二四三号
 昭和六年六月二十六日法律第二五〇号
 昭和六年十二月十七日法律第三一〇号
 昭和六年十二月十七日法律第三一一号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、農林省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。
 （設置）

(一)

第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、農林省を
設置する。

又、農林省の長は、農林大臣とする。

（農林省の任務）

第三條 農林省は、農林畜水産業の改良発達及び農山漁家の福祉の増進を図り、もつて国民経済の
興隆に寄与することを目的として左に掲げる行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行
政機関とする。

- 一、農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の生産の増進を図ること。
- 二、農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の流通及び消費を規制すること。
- 三、農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の品質の向上を図ること。
- 四、農林畜水産業に関する試験研究を実施し、指導し、及びその普及を図ること。
- 五、農林畜水産業及び農山漁家に關する調査を行い、及び統計を作成すること。
- 六、農山漁家の生活改善及びその社会的経済的地位の向上を図ること。
- 七、土地改良事業（かんがい排水、開墾、開拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の
災害復旧その他土地の農業上の利用を維持増進するために必要な事業をいう。以下同じ。）を行うこ
と。
- 八、農業共済再保険事業、漁船再保険事業及び森林火災保険事業を行うこと。

外一
列二

九、国有林野事業を行うこと。

十、國營競馬事業を行い、及び地方競馬を監督すること。

（農林省の権限）

第四條 農林省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、
その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一、予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二、収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支出をすること。
- 三、所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四、所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五、不用財産を処分すること。
- 六、職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七、職員の厚生及び保護のために必要な施設をし、及び管理すること。
- 八、職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九、所掌事務に關する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
- 十、所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一、所掌事務の周知宣法を行うこと。
- 十二、農林省の公印を制定すること。

- 十三、所掌事務に係る供給の特に不足する物資の割当を行い、又は配給を規制すること。
- 十四、所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること。
- 十五、所掌事務に係る供給の特に不足する物資の生産（加工及び修理を含む）濃濃若しくは引渡を命じ、又はこれらの行為を制限し、若しくは禁止すること。
- 十六、罰則
- 十七、農業協同組合、農林中央金庫その他本省の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を与えること。

- 十八、所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人の登録を行い、及びこれを監督すること。
- 十九、所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び包装条件を定め、これらの検査を行うこと。
- 二十、日本農林規格を定めること。
- 二十一、農業災害に因する再保険事業を行うこと。
- 二十二、罰則
- 二十三、農業、農産種苗及び肥料の登録並びに肥料の仮登録を行うこと。
- 二十四、農畜産物及び肥料、製菓その他農畜産業用物品の検査を行うこと。

附二

- 一、面の一、動植物の病菌害虫等を駆除し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を行うこと。
- 二、輸出入動植物を検査し、消毒し、殺菌し、その收受を禁止し、又はその輸入場所を制限すること。
- 三、中央卸売市場につき認可を与えること。
- 四、自作農を創設するため、農地等を取付し、管理し、及び処分すること。
- 五、小作関係その他の農地の利用関係の争議の調停に因すること。
- 六、農地の移動費用及び小作料を統制すること。
- 七、開拓通地を送定すること。
- 八、開拓者に資金を貸し付けること。
- 九、開拓及び土地改良事業（農地及び農業用施設の災害復旧事業を含む。以下同じ。）に用いる機械器具及び資材を取付し、管理し、及び処分すること。
- 十、団地の開墾建設工事若しくは土地改良事業を実施し、又はこれを都道府県に委託すること。
- 十一、開拓又は土地改良事業を行う者に対し補助金を交付すること。
- 十二、耕地面積及び農作物の作況その他農林畜水産業に関する報告を徴すること。
- 十三、農業改良助成法（昭和二十三年法律第百六十五号）に基づき、都道府県その他の試験研究機関に対し補助金及び委託金を交付すること。
- 十四、種畜の検査を行うこと。

- 三六 乗畜及び家畜の移動及びと殺を制限すること。
- 三七 獣医師、牧師、調教師及び騎手の免許をすること。
- 三八 国営競馬を行うこと。
- 三九 地方競馬の完結に必要な規程を認可し、又は地方競馬の停止を命ずること。
- 四〇 生糸の検査を行うこと。
- 四一 生糸を買入れ、売渡し、貯せしめ、又は加工すること。
- 四二 蚕種製造業、製糸業、輸出生糸向産業及び生糸販売業を許可すること。
- 四三 蚕種の予防駆除又は桑畑の検査のために必要な措置を命ずること。
- 四四 主要食糧の供出割当を行うこと。
- 四五 食糧を買い入れ、売り渡し、加工し、交換し、交付し、又は貯蔵すること。
- 四六 主要食糧の価格を決定すること。
- 四七 食糧庁の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を与えること。
- 四八 主要食糧及び飲食料品（酒類を除く、以下同じ）の検査を行うこと。
- 四九 森林法（昭和二十六年法律第二四九号）に基く森林基本計画を定めて都道府県知事に指示すること。
- 五〇 国有林野の処分を行うこと。
- 五一 削除

- 五二 木材、薪炭その他の林産物及び加工物を検査すること。
- 五三 森林組合その他の林野庁の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を与えること。
- 五四 国有林の森林治水事業を行うこと。
- 五五 保安林の指定及び解除を行うこと。
- 五六 森林火災自衛隊等を行うこと。
- 五七 狩猟鳥獣の程度並びに狩猟の区域及び時期を定めること。
- 五八 国有林野及び公有林野官行造林地の造林、営林及び治水事業を実施すること。
- 五九 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製産物の処分すること。
- 六〇 立木を買い入れて木材又は薪炭を生産し、これを売り渡すこと。
- 六一 削除
- 六二 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）第二條に規定する権限
- 六三 所掌事務に係る事項の試験研究及び調査を委託し、並びに依頼を受けて試験及び検査を行い、その手数料を徴収すること。
- 六四 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き農林省に属させられた権限。

(内政部局)

第一節 内政部局

第二章 本省

第五條 本官に大臣官房及び左の五局を置く

農政局

農地局

農業改良局

畜産局

蚕糸局

二、農政局に農業協同組合部を、農地局に管理部、計画部及び建設部を、農業改良局に統計調査部、研究部及び普及部を、畜産局に競馬部を置く。

(特別な職)

第六條 大臣官房に庶務長を置く

七、官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、農林省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一、機密に關すること。
- 二、私貨の取替、任免、分限、撤裁、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 三、大臣の官印及び省印を管掌すること。
- 四、公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

内三

- 五、經費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。
- 六、行政財産及び物品を管理すること。
- 七、職員の新入、医療その他の福利厚生に關すること。
- 八、行政の考査を行うこと。
- 九、歩外事務に關すること。
- 十、この報に關すること。
- 十一、法令案の審査その他の綜合調整に關すること。
- 十二、農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当又は配分に關する調整並びにこれらの物資の輸送に關する連絡を行うこと。
- 十三、資金に關する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務の指導監督を行うこと。
- 十四、農林興業資金を融通すること。
- 十五、農林復興資金融通特別会計の経理を行うこと。
- 十六、所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に關する調整を図ること。
- 十七、企業の整備及び振興を図ること並びに商工団体の指導監督を行うこと。
- 十八、農村負債整理に關すること。

- 十六、輸出入に關する連絡調整を図ること。
- 十七、輸出農林畜水産物の等級、標準及び包裝条件並びに検査に關すること。
- 十七の二、日本農林規格に關すること。
- 十八、前号に掲げるものの外、農林省の所掌事務で農政局及び他の機関の所掌に属しない事務に關すること。

(農政局の事務)

第八條 農政局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、農林行政に關する企画を行うこと。
- 二、農業経営の改善を図ること。
- 三、農業協同組合その他の農業に關する指導監督及び助成を行うこと。
- 四、農畜産業に關する共済及び保険に關すること。
- 五、農業共済再保険特別会計の経理を行うこと。
- 六、農山漁家の経営改善のためにする農村工業の指導助成を行うこと。
- 七、農産物(食料を除く)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(食糧庁の所掌に属することを除く。)
- 八、肥料、農機具、農業その他の農業専用物品の生産、流通及び消費の増進改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に關することを除く。)

十二

- 九、農産物(食料及び主要食糧を除く)及び農業専用物品の検査に關すること。
- 十、病虫害の予防駆除及び輸入植物の検疫に關すること。
- 十一、中央卸売市場の指導監督を行うこと。
- 十二、農業協同組合部においては、前項第三号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

(農地局の事務)

第九條 農地局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、農地及び農業水利の制度に關する企画を行うこと。
- 二、自作農の創設及び維持に關すること。
- 三、農地の移動廃用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
- 四、土地及び水等農業資源の調査及び開発に關する企画を行うこと。
- 五、開拓及び土地改良事業の長期計画及び地區計画に關すること。
- 六、入植並びにこれに伴う開墾作業及び営農の指導助成を行うこと。
- 七、開拓者資金の融通を行うこと。
- 八、自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行うこと。
- 九、土地改良區及び土地改良区連合の組織及び管理についての指導監督を行うこと。
- 十、農地等の交換分合の指導助成を行うこと。
- 十一、國營の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に關すること。

- 十二、 簡便建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成を行うこと。
 - 十三、 簡便及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。
 - ス、 官理部においては、前項第一号から第三号まで、及び第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。
 - 三、 計画部においては、第一項第四号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。
 - ハ、 建設部においては、第一項第十一号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。
- (農業改良局の事務)
- 第十條 農業改良局においては、左の事務をつかさどる。
- 一、 農林省の所掌事務に関する統計の企画及び実施についての連絡調整を図ること。
 - 二、 耕地面積及び農作物の状況の調査を行うこと。
 - 三、 農村の統計的経済調整を行うこと。
 - 四、 前三号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。
 - 五、 農業(畜産業を含む)・蚕糸業を除く、以下本條中同じ)及び農民生活に関する自然科学的試験研究の企画並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を行うこと。
 - 六、 農業及び農民生活に関する経済学的研究の企画及び実施並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調整を行うこと。

内四

- 七、 農業及び農民生活に関する知識の普及交換を図ること。
 - ハ、 農業改良助長法に基いて、都道府県その他試験研究機関の行う試験研究及び普及事業の助成を行うこと。
 - 九、 農業及び農民生活に関する試験研究を行う者の能力の向上を図ること。
 - 十、 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。
 - 十一、 研究機関の関係試験研究の状況及びその成果を調査すること。
 - 十二、 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務の実施の状況及びその成果を調査すること。
 - 十三、 農業及び農民生活に関する試験研究及び智識の普及交換についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。
 - 二、 統計調査部においては、前項第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。
 - 三、 研究部においては、第一項第五号、第六号、第九号及び第十一号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に関する試験研究に関するものをつかさどる。
 - ハ、 普及部においては、第一項第七号、第十号及び第十二号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農民及び農民生活に関する智識の普及交換に関するものをつかさどる。
- (畜産局の事務)

第十一條 畜産局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、畜産行政に関する企画を行うこと。
 - 二、畜産に関する団体の指導、監督及び助成を行うこと。
 - 三、家畜及び家畜の改良及び増殖を図ること。
 - 四、畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 - 五、飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する畜産業専用物品の生産に関するものを除く。)
 - 六、有畜養の発達を図ること。
 - 七、牧野の改良整備を図ること。
 - 八、畜産物及び畜産業専用物品の検査に関すること。
 - 九、家畜及び家畜の衛生並びに輸出入動物及び畜産物の検疫に関すること。
 - 十、獣医師及び装蹄師の指導監督を行うこと。
 - 十一、国営競馬を実施し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。
 - 十二、国営競馬事業特別会計の経理を行うこと。
 - 十三、競馬部においては、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。
- (蚕糸局の事務)
- 第十二條 蚕糸局においては、左の事務をつかさどる。

外四

- 一、蚕糸行政に関する企画を行うこと。
- 二、蚕糸及び蚕糸業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する蚕糸業専用物品の生産に関するものを除く。)
- 三、蚕病の予防を図ること。
- 四、蚕糸の検査に関すること。
- 四の二、前条価格安定のための生糸の買入れ及び売渡しに関すること。
- 四の三、糸價安定特別会計の経理を行うこと。
- 五、蚕糸の需要調査を行うこと。
- 六、蚕糸業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 七、蚕糸に関する試験研究を企画し、並びに同業試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び蚕糸に関する知識の普及を図ること。

第二節 附屬機関

(附屬機関)

第十三條 第三十四條に規定するものの外、本省に左の附屬機関を置く。

- 農業技術研究所
- 農業試験場
- 農業総合研究所
- 蚕糸試験場

- 家畜衛生試験場
- 肥料検査所
- 農産検査所
- 輸出品検査所
- 生糸検査所
- 動植物検査所
- 農村工業指導所
- 競馬事務所
- 馬鈴薯原産種農場
- 茶原種農場
- 種畜牧場

(農産技術研究所)

- 第十四條 農産技術研究所は、農産に関する技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。
- 一 農産技術研究所は、東京都に置く。
- 二 農産技術研究所の内部組織については、農林省令で定める。
- 三 農産試験場の名称及び位置は、左の通りとする。
- (農産試験場)

内五

第十五條

農産試験場は、その所在する地方及びこれと農産事情を等しくする地方における農産に関する技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

- 二 農産試験場の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
北海道農産試験場	北海道
東北農産試験場	岩手県
関東農産試験場	埼玉県
北陸農産試験場	新潟県
東海近畿農産試験場	三重県
中国四国農産試験場	兵庫県
九州農産試験場	福岡県

- 三 農産試験場の内部組織については、農林省令で定める。

第十六條及び第十七條 削除

(農産総合研究所)

- 第十八條 農産総合研究所は、農産に関する経済上の諸問題の総合的調査研究を行う機関とする。
- 二 農産総合研究所は、東京都に置く。

三、農林大臣は、農業総合研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業総合研究所の支所を設けることができる。

四、農業総合研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第十九條及び第二十條 削除

(蚕糸試験場)
第二十一條 蚕糸試験場は、蚕糸に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに原蚕種、桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行う機関とする。

二、蚕糸試験場は、東京都に置く。

三、農林大臣は、蚕糸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に蚕糸試験場の支場を設けることができる。

四、蚕糸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(家畜衛生試験場)
第二十二條 家畜衛生試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一、家畜の衛生に関する試験及び調査
- 二、家畜の疾病に関する予防、消毒及び治療の方法の研究
- 三、家畜専用の血清類及び薬品の製造及び配布

外五

四、家畜の衛生に関する技術の講習。

五、家畜衛生試験場は、東京都に置く。

六、農林大臣は、家畜衛生試験場の事務を分掌させるため、所要の地に家畜衛生試験場の支場を設けることができる。

七、家畜衛生試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(肥料検査所)
第二十三條 肥料検査所は、肥料の検査を行う機関とする。

八、肥料検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京肥料検査所	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
札幌肥料検査所	札幌市	山梨県、長野県、静岡県、新潟県
仙台肥料検査所	仙台市	北海道
名古屋肥料検査所	名古屋市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
神戸肥料検査所	神戸市	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
		福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

福岡肥料検査所	福岡市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
		山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(110)

3. 肥料検査所の内部組織については、農林省令で定める。
(農薬検査所)

第二十四條 農薬検査所は、農薬の検査を行う機関とする。
2. 農薬検査所は、東京都に置く。
3. 農薬検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(輸出品検査所)

第二十五條 輸出品検査所は、農林畜水産物・飲食料品及び油脂の検査を行う機関とする。
2. 輸出品検査所は、東京都に置く。
3. 農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設けることができる。
4. 輸出品検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

内六

(生糸検査所)

第二十六條 生糸検査所は、左に掲げる事項を行う機関とする。
一 生糸（前短織維を含む。以下同じ）に関する検査
二 生糸の検査及び貯蔵に関する研究及び調査
三 生糸の検査及び整理に関する講習
四 生糸の検査に関する器具、機械その他の物件の検査及び鑑定
五 附属生糸調物倉庫の管理
2. 生糸検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
横浜生糸検査所	横浜市
神戸生糸検査所	神戸市

3. 生糸検査所の内部組織については、農林省令で定める。
(動植物検査所)

第二十七條 動植物検査所は、左に掲げる事項を行う機関とする。
一 輸出入植物又は輸入荷荷害虫の検査及び取締並びに病虫害虫の調査研究
二 輸出入家畜その他の貨物に対する家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）又は

(111)

- 一 狂犬病予防法（昭和二十六年法律第二百四十七号）に基、検疫又は検査
- 二 輸出家畜及び畜産物の衛生検査
- 三 国内産獸毛の消毒
- 四 家畜防疫上必要なる病的材料の検査
- 五 家畜専用の血清類の保管
- 六 動物物検疫所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
横浜動物物検疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、山口県（下内市を除く。）
神戸動物物検疫所	神戸市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下内市
門司動物物検疫所	門司市	

外六

- 三 農林大臣は、動物物検疫所の事務を分掌させるため、所要の地に動物物検疫所の支所又は出張所を設けることができる。
- 四 動物物検疫所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。
- （農村工業指導所）
- 第二十八條 農村工業指導所は、農山漁家の経営改善のため農山漁村における農村工業の調査及び指導を行う機関とする。
- 二 農村工業指導所は、新庄市に置く。
- 三 農村工業指導所の内部組織については、農林省令で定める。
- （農業機械指導所）
- 第二十九條 削除
- （競馬事務所）
- 第三十條 競馬事務所は、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）に基き同法競馬を實施する機関とする。
- 二 競馬事務所の名称、位置及び管轄競馬場は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌競馬事務所	札幌市	札幌、函館

東京競馬事務所	東京都	福島、新郷、中山、東京、横浜
京都競馬事務所	京都市	中京、京都、阪神、小倉、宮崎

(五二)

マ 競馬事務所の内部組織については、農林省令で定める。

(馬鈴薯原産農場)

第三十一條 馬鈴薯原産農場、馬鈴薯の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行う機関とする。
マ 馬鈴薯原産農場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
北海道中央馬鈴薯原産農場		北海道	
後志馬鈴薯原産農場		北海道	
胆振馬鈴薯原産農場		北海道	
十勝馬鈴薯原産農場		北海道	
上北馬鈴薯原産農場		青森県	
嶺北馬鈴薯原産農場		群馬県	
八岳馬鈴薯原産農場		長野県	

内七

三 馬鈴薯原産農場の内部組織については、農林省令で定める。

(茶原産農場)

第三十二條 茶原産農場は、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行う機関とする。
マ 茶原産農場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
金谷茶原産農場		静岡県	
奈良茶原産農場		奈良市	
知覧茶原産農場		鹿児島県	

三 茶原産農場の内部組織については、農林省令で定める。

(種畜牧場)

第三十三條 種畜牧場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 家畜、家禽及びみつばちの飼養管理及び改良増殖
- 二 種畜、種鳥、種卵、種はち及び家畜人工授精の精液の配布並びに種畜の貸付及び種付
- 三 種付事業の指導
- 四 有畜畜養の奨励
- 五 鶏の産卵能力の検定

(三五)

六 飼料作物種子原種ほの経路
二 種畜牧場の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
日高種畜牧場	北海道
新居種畜牧場	北海道
十勝種畜牧場	北海道
奥羽種畜牧場	青森県
岩手種畜牧場	岩手県
福島種畜牧場	福島県
大宮種畜牧場	大宮市
長野種畜牧場	長野県
岡崎種畜牧場	岡崎市
兵庫種畜牧場	兵庫県
鳥取種畜牧場	鳥取県
高知種畜牧場	高知県
熊本種畜牧場	熊本県
宮崎種畜牧場	宮崎市

外七

三 農林大臣は、種畜牧場の事務を分掌させるため、所要の地に種畜牧場の支場を設けることか
きる。

四 種畜牧場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
(その他の附属機関)
第三十四條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、
それそれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
農林物産現価調査会 農業共済再稼設備審査会	農林畜水産物の現価及び標準に因する事項を調査審議すること。 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）により政府の行う再稼味に因する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止に因する事項を調査審議すること。
農業資材審議会	農産種苗法（昭和三十三年法律第百十五号）及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に規定する種苗並びに農機具の検査を行うとともに、農産種苗農薬及び農機具に因する重要事項を調査審議すること。
中央作況決定審議会	農作物の作況決定に因する重要事項を調査審議すること。

(二七)

獸医師免許審議会
 裝飾師試験審査会
 簡米價格安定審議会

獸医師試験を実施し、その他の獸医師に関する重要事項を調査審議すること。
 裝飾師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く裝飾師試験に関する事項をつかさどる。
 簡米價格安定法（ニ六・法第三一〇号）により、その权限に属させし事項を審議すること。

前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職責については、他の法律（これに基く命令を含む）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

（地方支分部局）

第三十五條 本省に、左の地方支分部局を置く。

農地事務局

統計調査事務所

第一款 農地事務局

（所掌事務）

第三十六條 農地事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一 自來水の創設及び維持に関すること。
- 二 農地の移動費用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
- 三 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画を行うこと。
- 四 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に関すること。
- 五 入植並びにこれに伴う開墾作業及び啓蒙の指導助成を行うこと。
- 六 開拓者資金の融通を行うこと。
- 七 國營の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関すること。
- 八 開墾建設工事及び土地改良事業並びにこれを行う者の指導監督及び助成を行うこと。
- 九 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十七條 農地事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
仙台農地事務局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京農地事務局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
金沢農地事務局	金澤市	新潟県、富山県、石川県、福井県

京都農地事務所	京都市	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
岡山農地事務所	岡山市	奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県
熊本農地事務所	熊本市	愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(内部部局)

第三十八條 農地事務所は、局長官房の外左の三部を置く。

管理部

計画部

建設部

又、前項に定めるものの外、農地事務所の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

(事務所及び事業所)

第三十九條 農林大臣は、局部の一部を分掌させるため、所要の地に農地事務所の事務所並びに事業所及び支所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

(附屬機関)

第四十條 農地事務所の附屬機関として、地方農業機械管理所を置く。

地方農業機械管理所は、農業機械の管理利用及びその指導を行う機関とする。

又、地方農業機械管理所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第四十一條 削除

第二款 統計調査事務所

(所掌事務)

第四十二條 統計調査事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積及び農作物の収量の調査並びに農村における統計的経済調査に因する事務を分掌する。

又、農林大臣は、所掌の一部を分掌させるため、所要の地に統計調査事務所の出張所を設けることができる。

又、統計調査事務所及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第四十三條 削除

第三章 外局

(外局の設置)

第四十四條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、左の通りとする。

(五五)

食糧庁
林野庁
水産庁

第一節 食糧庁
第一款 総則

(食糧庁の任務及び長)

第四十五條 食糧庁は、主要食糧の国家管理並びに飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調整を行うことを主たる任務とする。

食糧庁の長は、食糧庁長官とする。

(食糧庁の権限)

第四十六條 食糧庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第四十五号から第四十九号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局
(内部部局)
第四十七條 食糧庁に左の三部を置く。

総務部
業務第一部

内九

業務第二部

(総務部の事務)

第四十八條 総務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行うこと。
- 二 主要食糧、飲食料品及び油脂の需給の総合調整を図ること。
- 三 主要食糧の需給に因する連絡調整を行うこと。
- 四 主要食糧、飲食料品及び油脂に因する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 五 主要食糧、飲食料品及び油脂の検査に因すること。
- 六 主要食糧及び飲食料品についての試験研究に因すること。
- 七 食糧管理特別会計の経理を行うこと。
- 八 前各号に掲げるものの外、食糧庁の所掌事務や他部及び他の機関の所掌に属しない事務に因すること。

(業務第一部の事務)

第四十九條 業務第一部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 主要食糧の需給、配給、消費、その他需給の調整を図ること。
- 二 主要食糧の需給、配給、加工等の業務の発達、改善及び調整を図ること。

(五三)

- 第五十條 業務第二部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。
 - 二 主要食糧の輸出入の許可等に關すること。
 - 三 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 - 四 飲食料品及び油脂の生産、流通等に關する業務の発達、改善及び調整を図ること。
- 第三款 附屬機関

(附屬機関)
第五十一條 食糧庁に左の附屬機関を置く。

食糧研究所
食糧管理講習所

(食糧研究所)

- 第五十二條 食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。
- 一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に關する試験研究及び調査
 - 二 食糧に關する分析、鑑定及び検定
 - 三 試験研究のため製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布
 - 四 食糧の利用、加工及び貯蔵等に關する講習
- 又、食糧研究所は、東京都に置く。

外九

3 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。

(食糧管理講習所)

- 第五十三條 食糧管理講習所は、食糧管理の業務に關する講習を行う機関とする。
- 2 食糧管理講習所は、愛知県に置く。
 - 3 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。
- (その他の附屬機関)
第五十四條 削除

(食糧事務所)

第五十五條 食糧庁に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。

(所掌事務)

- 第五十六條 食糧事務所は、食糧庁の所掌事務を分掌する。
- 2 農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に、本省及び林野庁の所掌事務のうち農林産物の検査に關する事務を分掌させることが出来る。
 - 3 農林大臣は、前二項の事務の外、当分の間、その地域別に指定する十以内の食糧事務所に、本省の所掌事務のうち農林畜水産物及び農林畜水産食用物資の割当又は配分に關する調整並びにこれらの物資の輸送の連絡に關する事務を分掌させることができる。

(五六)

々、食糧事務所は、第二項の事務については農政局長又は林野庁長官の指揮監督、前項の事務については官房長の指揮監督を受けるものとする。

五、食糧事務所の名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

(支所及び出張所)

第五十七條 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所及び出張所を設けることができる。その名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第二節 林野庁

第一款 総則

(林野庁の任務及び長)

第五十八條 林野庁は、国有林野及び公有林野官行並林地の管理及び経営、私有林野に関する指導監督、林産物の生産、流通及び消費の調整その他林業の発達改善に関する事務を行うことを主たる任務とする。

又、林野庁の長は、林野庁長官とする。

(林野庁の権限)

第五十九條 林野庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号第二十四号の二、第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使する。

第四十

する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第六十條 林野庁に左の三部を置く。

林政部

指導部

業務部

(林政部の事務)

第六十一條 林政部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、 林業行政に関する企画を行うこと。
- 二、 林業に関する総合調整を図ること。
- 三、 国有林野の管理及び処分並びに公有林野官行並林地の管理に関すること。
- 四、 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 五、 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の検査に関すること。
- 六、 森林組合その他の林業及び林産物に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 七、 前各号に掲げるものの外、林野庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

(六三)

すること。

(指導部の事務)

第六十二條 指導部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、 国有林野及び私有林野の総合立地計画及び経営計画に關すること。
- 二、 私有林野の造林、營林及び治水に關すること。
- 三、 保安林に關すること。
- 四、 林道に關する指導監督を行うこと。
- 五、 森林火災回營保険に關すること。
- 六、 森林火災保険特別会計の経理を行うこと。
- 七、 林業に關する試験、研究及び調査を企画し、関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良発達及び普及を図ること。
- 八、 野生鳥獸の保護繁殖を図り、狩猟の取締りを行うこと。
- 九、 森林害虫の駆除予防に關すること。

(業務部の事務)

第六十三條 業務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、 国有林野及び公有林野官行造林地の造林、營林及び治水に關すること。
- 二、 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に關すること。

- 三、 立木の取得、加工及び処分に關すること。
- 四、 国有林野事業特別会計の経理を行うこと。

第三款 附屬機関

(林業試験場)

- 第六十四條 第六十五條に規定するものの外、林野庁の附屬機関として林業試験場を置く。
- 一、 林業試験場は、林業に關する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。
- 二、 林業試験場は、東京都に置く。
- 三、 農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。
- 四、 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附屬機関)

第六十五條 左の上欄に掲げる機関は、林野庁の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、それそれぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目	内
森林火災回營保険審議会			森林火災回營保険法(昭和十二年法律第五十五号)の規定により森

中央森林審議会

林火災国営保険に關する事項を審議すること。
森林に關する重要な事項を調査審議すること。

2. 森林火災国営保險審議会及び中央森林審議会については、それぞれ森林火災国営保險法及び森林法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

(地方支分部局)

第六十六條 林野庁に左の 方支分部局に置く。

管林局

管林署

(管林局)

第六十七條 管林局は、林野庁の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

- 一、 国有林野及び公有林官行造林野地の管理經營を行うこと。
- 二、 民有林野の造林及び管林の指導並びに森林治水事業に關すること。
- 三、 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に關すること。
- 四、 立木の取得、加工及び処分に關すること。
- 五、 管林署を指導監督すること。

(名称位置及び管轄区域)
第六十八條 管林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
旭川管林局	北海道	北海道の内 上川郡(石狩国) 宗谷郡 礼文郡 利尻郡 天塩郡 枝幸郡 中川郡(天塩国) 苫前郡 上川郡(天塩国) 雨竜郡 留萌郡 増毛郡 旭川市 空知郡の一部 勇拂郡の一部
北見管林局	北見市	北海道の内 北見市 紋別郡 布呂郡 網走市 網走郡 斜里郡 北海道の内 附广市 目梨郡 標津郡

前橋官林局	秋田官林局	青森官林局	函館官林局
前橋市	秋田市	青森市	函館市
中奥沼部の一部 南奥沼部 西奥沼部 佐渡郡	秋田県 山形県 群馬県 福島県 栃木県 (芳賀郡を除く) 新潟県の内 岩手県 青森県 宮城県	青森県 岩手県 宮城県	北海道の内 函館市 有珠郡 山越郡 亀田郡 上磯郡 松前郡 古亭郡 室蘭市 太田郡 久遠郡 松山郡 岩内郡 虻田郡 檜那郡 高田郡 成谷郡 敬愛郡 野田郡 奥尻郡 赤松郡 瀬田郡 茅部郡

(三四)

札観官林局	帯広官林局
札観市	帯広
北海道の内 札観市 空知郡の一部 岩見沢市 札観郡 勇払郡の一部 沙流郡 三石郡 樺床郡 小樽市 余市郡	北海道の内 野付郡 厚岸郡 釧路市 足寄郡 河東郡 広尾郡 根室郡 川上郡 阿寒郡 中川郡 (十勝国) 上川郡 (十勝国) 十勝郡 河西郡 滝川市 厚田郡 夕張市 新冠郡 浦河郡 千歳郡 高島郡 占平郡 石狩市 夕張市 静内郡 振興郡 小樽郡 足路郡 美瑛郡 滝川市 釧路郡 白糠郡 十勝郡 河西郡

(四二)

東京官林局	長野官林局	名古屋官林局
東京都	長野県	名古屋市
東京都 静岡県 栃木県の内 芳沢郡	長野県 新野の内 中奥石部の一郡 岐阜県の内 恵那郡の一郡	愛知県 岐阜県の内 吉城郡 恵那郡の一郡 加茂郡 可児郡 大垣市
茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県	富山県	大野郡 高山市 益田郡 郡上郡 本巣郡 揖斐郡 土岐郡
		岐阜市 羽島郡 安八郡
		不設郡 海津郡 養老郡

(四)

内十二

大阪官林局	高知官林局	熊本官林局
大阪市	高知市	熊本市
大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島府	高知県 徳島県 香川県 愛媛県	熊本県 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県
山口県 島根県		鹿児島県

2. 前項の表に掲げる官轄区域中「郡の一節」とある地域は、農林大臣が定める。
 3. 林産物の運搬設備その他以上の官林局の官轄区域にわたり経営することを要する事項に關し
 ては、農林大臣がその官轄局を指定することとする。
 4. 林産物の運搬設備の管理その他特別の必要があるときは、農林大臣は、官林署の所掌事務の一
 部を官林局に行わせ、又は官林局の所掌事務の一部を官林署に行わせることとする。
 (内部部局)

第六十九條 官林局に左の三部を置く。
 総務部
 経営部
 事業部

(五)

之、前項に定めるものの外、営林局の内部部局の組織の綱目及び職員の数制については、農林省令で定める。

(営林署)

第七十條 営林署は、林野庁の所掌事務のうち、左の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 国有林野及び公有林野官庁造林地の造林及び営林を実施すること。
- 二 民有林野の造林及び営林を指導すること。
- 三 国有林野及び公有林野官庁造林地の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。
- 四 立木の取得、加工及び処分を行うこと。
- 五 営林署の名称、位置、管轄区域及び内閣組織並びに職員の数制については、農林省令で定める。
- 六 林産物の運搬設備の管理その他二以上の営林署の管轄区域にわたる事項に関して必要があるときは、営林局かてり管轄署を指定すること及びその。

(木炭事務所)

第七十一條 削除

第七十二條 削除

第三節 水産庁

(水産庁)

第七十三條 水産庁の組織、所掌事務及び権限は、水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）

外十二

の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第七十四條 農林省に置かれる職員の任免、昇任、叙成その他の人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

(定員)

第七十五條 農林省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附 則

- 一 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 二 左の法律、勅令及び政令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む）に別段の定めのある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
 - 農業改良局設置法（昭和二十三年法律第百六十三号）
 - 農業改良局設置法施行令（昭和二十三年政令第百二十一号）
 - 農林省官制（昭和十八年勅令第八百二十一号）
 - 農林部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第八百二十二号）

- 食糧管理局官制（昭和十六年新令第六十三号）
- 林野局官制（昭和二十二年勅令第四百四号）
- 管林局官制（大正十三年勅令第三百六十六号）
- 農事試験場官制（明治三十六年勅令第十八号）
- 茶業試験場官制（大正八年勅令第五十八号）
- 園芸試験場官制（大正十年勅令第三百二号）
- 畜産試験場官制（大正五年勅令第九十一号）
- 蚕糸試験場官制（大正三年勅令第三百十三号）
- 家畜衛生試験場官制（昭和二十二年政令第六十号）
- 林業試験場官制（大正十一年勅令第五百十号）
- 水産試験場官制（昭和四年勅令第二百二十三号）
- 農業総合研究所官制（昭和二十一年勅令第五百八十三号）
- 南拓研究所官制（昭和二十一年勅令第五百八十四号）
- 食糧研究所官制（昭和二十二年勅令第四百十号）
- 生糸検査所官制（明治四十年勅令第七十号）
- 動物物検査所官制（昭和二十二年勅令第四百十号）
- 種畜牧場官制（昭和二十年勅令第二百七十六号）

内十三

- 1. 蚕糸調査令官制（昭和二十一年勅令第四百六十四号）
- 2. 獣医師試験委員官制（昭和十四年勅令第四百十二号）
- 3. 前項但書の規定は、職員の設定に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
- 4. この法律施行の際、現に存する國營牧野事務所は、この法律施行後、昭和二十四年六月三十日まで、本省の附屬機関として置かれるものとする。
- 5. 前項の規定により置かれる國營牧野事務所の所掌事務、位置、管轄区域及び内部組織については、従前の例による。

附 則

- 1. この法律は、公布の日から施行する。但し、第四條第六十二号第六十六條、第七十一條及び第七十二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から施行する。
- 2. 靜岡種畜牧場については、昭和二十五年六月三十日まで、第三十三條第二項の改正規定にかかわらず、資料調整事務所及び食糧事務所については、昭和二十五年四月三十日まで、第四十一條及び第五十六條の改正規定にかかわらず、それぞれ、なお従前の例による。
- 3. この法律施行の際現に資料調整事務所勤務する官吏である者が引續き都道府県の職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。

四、昭和二十五年四月三十日において既に農林省賣材調整事務所の用に供している國の所有に属する物岳であつて農林大臣の指定するものは当該賣材調整事務所の所在する都道府県に譲渡するものとする。

五、農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第六項、第九條及び第十一條中「種苗審査会」を「農産賣材審査会」に改める。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

農産取締法（昭和二十三年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項、第三條第三項、第四條第二項、第十二條第一項及び第十三條並びに第十四條第一項中「農産審査会」を「農産賣材審査会」に改める。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

附 則（昭和二十六年六月一日審議会の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律第一七五号）

一、この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第三項の規定は、昭和二十六年四月一日から適用する。

二、社寺保管林処分審査会については、第一條の規定にかかわらず、昭和二十六年九月三十日まで

は、なお従前の例による。

三、昭和二十六年三月三十一日において既に農事改良実験所に勤務する官吏であつた者が引き続き都道府県の職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）

附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。

四、昭和二十六年三月三十一日において既に農事改良実験所の用に供していた國有財産及び國の所有に属する物岳であつて農林大臣の指定するものは、当該農事改良実験所の所在地の属する都道府県に譲渡するものとする。

五、改正前の自作農創設特別措置法第三條第一項又は第四十條の二第一項の規定により中農地委員会が都道府県別に定めた面積は、改正後の同法の相当規定に基き主務大臣が定めたものとみなす。

六、改正前の自作農創設特別措置法第三條第三項（同法第四十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農地委員会が定めた面積は、改正後の同法の相当規定に基き定めたものとみなす。

七、この法律の施行の際現に農産審査会の委員である者の任期は、第七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

八、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の農林省の項の公団の欄中「肥料配給公団

飼料配給公団

（五一）

食糧配給公団

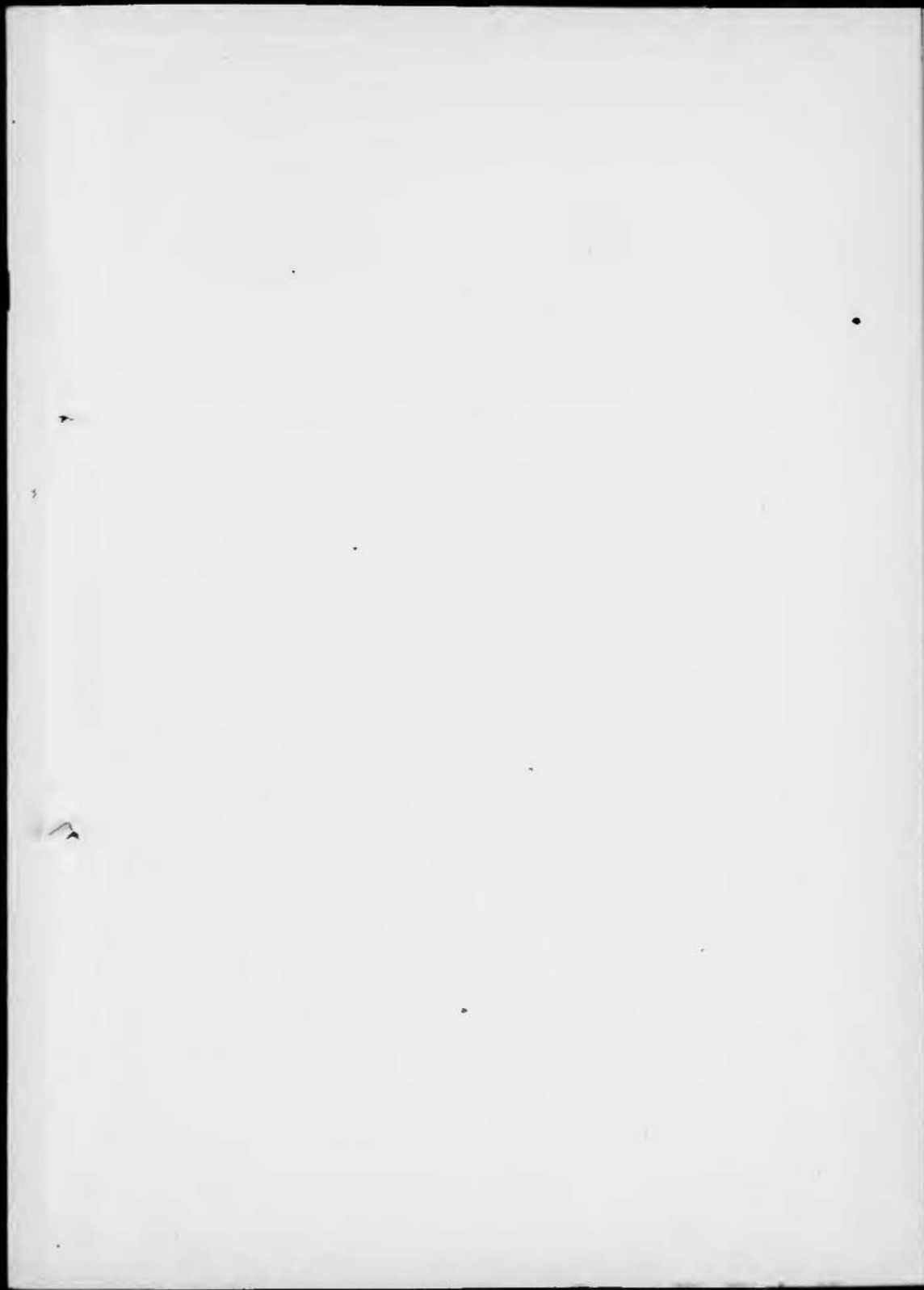
油糧砂糖配給公団」を削る

附則按すい(昭和二十六年六月一九日植物防疫法の一部を改正する法律第二百四十三号)

(農林省設置法の改正)

々 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改める。

第十三條及び第二十七條(見出しを含む)中「動植物検疫所」を「農林省防疫所」に改める。



水産庁設置法

昭和二十三年七月二日
法律第七八号

水産廳設置法

昭和二十三年七月一日
法律第七十八号

改正	昭和二十四年五月三十一日法律第一五五号
	昭和二十四年一月二十五日法律第二六八号
	昭和二十五年五月二十二日法律第一三七号
	昭和二十五年五月二十二日法律第一五四号
	昭和二十五年五月二十二日法律第一七八号
	昭和二十六年四月十七日法律第一三九号

(設置)

第一條 政府は、水産業を振興し水産物の増産を図り、もつて経済の興隆と國民生活の安定とに寄与するために、農林省の外局として水産庁を設置する。

二、水産庁の長は、水産庁長とする。

(水産庁の所掌事務及び権限)

第二條 水産庁の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一、水産物及び水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関する事務を処理すること。

二、水産業の経営の発達、改善及び調整を図ること。

三、水産物の生産、流通その他の業務の発達改善及び調整に関する協同組合その他の団体に關する事務を処理すること。

(二)

- 三六、漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)による漁業制度改革の實施に關する事務を処理すること。
 - 四、漁船保険に關する事務を処理すること。
 - 四の二、漁船の建造、改造又は取用の許可、漁船の登録及び漁船の検査に關する事務を処理すること。
 - 五、漁船設計並かに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に關する技術の指導監督に關する事務を処理すること。
 - 六、漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行うものに対する許可、認可、指導監督及び助成に關する事務を処理すること。
 - 七、漁港の区域における公有水面の埋立の認可に關する事務を処理すること。
 - 八、水の生産、流通及び消費並びに冷蔵及び冷蔵に關する事務を処理すること。
 - 九、水産庁の所管事項に關する試験研究、調査及び普及並びに水産講習所に關する事務を処理すること。
 - 十、前各号に掲げるものの外、水産庁の所管行政に屬する業務の発達改善及び調整を図ること。
 - 十一、農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使すること。
- (特別記載)
- 第二條の二、水産庁に次長一人を置く。

内一

又、次長は、長官を助け、庁務を整理する。

(内部部局)

第三條 水産庁に左の三部を置く

漁政部
生産部
調査研究部

(漁政部)

- 第四條 漁政部においては、左の事務を掌る。
- 一、水産業の経営の発達、改善及び調査を図ること。
- 二、水産に關する協同組合その他水産業団体に關する事務を処理すること。
- 三、沿岸漁業及び内水面漁業の免許及び許可に關する事務を処理すること。
- 四、沿岸漁業及び内水面漁業の指導監督に關する事務を処理すること。
- 五、漁業権等の補償並びに免許料及び許可料に關する事務を処理すること。
- 六、水産増殖に關する事務を処理すること。
- 六の二、漁船保険及び漁船再保険特別会計に關する事務を処理すること。
- 七、水産庁の所管に屬する事業に關する資金のあつ旋に關する事務を処理すること。
- 八、水産講習所に關する事務を処理すること。

(三)

凡 水産庁の所掌に属する人事、会計、庶務その他他部の所掌に属しない事務を処理すること。
但し、人事に関しては、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に従つて処理しなければならない。

（生産部）

第五條 生産部においては、左の事務を掌る。

- 一 遠洋漁業の許可及び指導監督に関する事務を処理すること。
- 二 漁業の指導監督のために、無線電報によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発するること。
- 三 加工水産物の生産指導監督に関する事務を処理すること。
- 四 水産物の集荷、配給、消費及び検査に関する事務を処理すること。
- 五 氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に関する事務を処理すること。
- 六 燃油、澳網網その他水産用資材の割当配給に関する事務を処理すること。
- 七 水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関する事務を処理すること。（澳船及び澳船用機関の生産及び検査に関するものを除く。）
- 八 澳船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。
- 九 澳船設計並びに澳船用機関、澳船用機械並びに漁業無線電報に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。

十 澳港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行う者に対する許可、認可、指導監督及び助成に関する事務を処理すること。
十一 澳港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を処理すること。

（調査研究部）

第六條 調査研究部においては、左の事務を掌る。

- 一 水産資源の調査研究の企画及び取まとめに関する事務を処理すること。
- 二 水産増殖の調査研究の企画及び取まとめに関する事務を処理すること。
- 三 前二号に掲げるものの外、水産に関する調査研究に関する事務を処理すること。
- 四 水産に関する資料の取まとめに関する事務を処理すること。
- 五 水産に関する科学技術の普及に関する事務を処理すること。
- 六 漁業の調査のために、無線電報によつて澳況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。
- 七 水産研究所に関する事務を処理すること。

（組織の綱目）

第七條 水産庁の組織の綱目については、農林大臣がこれを定める。

（附屬機関）

第七條の二 第七條の六に規定するものの外、水産庁に左の附屬機関を置く。
水産研究所

日光養真場
水産講習所

(水産研究所)

第七條の三 水産研究所は、水産に関する試験、研究、分析、鑑定、調査、講習、種苗及び採木の生産及び配布並びに技術の普及を行う機関とする。
水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
北海道水産研究所	北海道
東北水産研究所	塩釜市
東海水産研究所	東京都
南海水産研究所	高知県
西海水産研究所	長崎県
日本海の水産研究所	七尾市
内海の水産研究所	広島市
淡水水産研究所	東京都

農林大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水産研究所の支所を設けること

四二

がである。

水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(日光養真場)

第七條の四 日光養真場は、淡水魚の養殖及び種苗の生産及び配布を行う機関とする。

日光養真場は、栃木県に置く。

日光養真場の内部組織については、農林省令で定める。

(水産講習所)

第七條の五 水産講習所は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行う機関とする。

水産講習所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
第三水産講習所	下関市

水産講習所の内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附屬機関)

第七條の六 左の上欄に掲げる機関は、水産庁の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、それそれ下欄に記載する通りとする。

(五)

(六)

種 類	目 的
船舶再保険審査会 中央漁業調整審議会 瀬戸内海連合海区 漁業調整委員会 有明海連合海区 漁業調整委員会 漁港審議会	船舶保険法（昭和十二年法律第三十三号）により政府の行う再保険に 関する事項を審査すること。 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に關する重要事項 を審議すること。 瀬戸内海における漁業調整を行うこと。 有明海における漁業調整を行うこと。 漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の施行に關する事項を調査 審議すること。

(八)

2. 船舶再保険審査会については、船舶保険法、中央漁業調整審議会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会については、漁業法、漁港審議会については、漁業法の定めるところによる。

(漁業調整事務局)

第七條の丸 瀬戸内海及び有明海における水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法の施行に關する事務の一部を分掌させるため、瀬戸内海

漁業調整事務局及び有明海漁業調整事務局を置く。

2. 瀬戸内海漁業調整事務局は、神戸市に、有明海漁業調整事務局は、大牟田市に置く。

3. 前二項に規定するものの外、瀬戸内海漁業調整事務局及び有明海漁業調整事務局について必要な事項は、政令で定める。

(水産駐在所)

第八條 農林大臣は、水産物の需給調整及び漁業の許可（瀬戸内海漁業調整事務局及び有明海漁業調整事務局の所掌に属するものを除く。）に關する事務の一部を分掌させるため、臨時に、水産駐在所を設けることができる。

2. 水産駐在所の名称、位置、官轄区域その他必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

(職員)

第九條 削除

附 則

第十條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第十一條 農林省官制（昭和十八年初令第八百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「農畜水産物」と「農畜産物」に「農畜水産物」を「農畜産物」に改める。

第三條第一項中「八局」を「七局」に改め、「水産局」を削る。

(九)

第六條削除

第十二條 この法律施行の際現に存する水産局事務所は、この法律に基く水産駐在所となり同一姓をもつて存続するものとする。

附 則

一、この法律は、公布の日から施行する。

二、漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中水産庁設置法第四條を改正する部分の規定を削る。

